

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則案の概要

平成19年7月

趣旨

この内閣府令は、平成18年6月2日に公布された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）の規定において、技術的・細目的事項が内閣府令に委任されたことから、当該事項について、必要な事項を規定するものである。

内閣府令案の概要

- 1 特例民法法人の計算書類等の作成（第1章関係）
特例民法法人が整備法第60条の規定により作成する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載すべき事項等について定めるもの。
- 2 公益社団法人又は公益財団法人への移行（第2章関係）
整備法第44条の認定の申請の申請書の様式、添付書類等について定めるもの。
- 3 通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行（第3章関係）
 - (1) 公益目的支出計画の作成方法等（第1節・第2節関係）
公益目的財産額、公益の目的のための支出及び収入、公益目的財産残額の算定方法について定めるとともに、公益目的支出計画に記載すべき内容等について定めるもの。
 - (2) 通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可の申請（第3節関係）
整備法第45条の認可の申請の申請書の様式、添付書類等について定めるもの。
 - (3) 公益目的支出計画の実施が完了したことの確認（第4節関係）
整備法第124条の確認の申請書の様式及び添付書類について定めるもの。
 - (4) 公益目的支出計画の変更（第5節関係）
変更の認可が不要な事項について定めるとともに、整備法第125条第1項の認可の申請書及び同条第3項の届出書等について定めるもの。
 - (5) 公益目的支出計画実施報告書の作成等に関する事項（第6節関係）
公益目的支出計画実施報告書に記載すべき内容等について定めるもの。
 - (6) 移行法人に対する立入検査を行う際の身分証明書の様式等（第7節関係）
移行法人に対する立入検査を行う際に認可行政庁の職員が携帯すべき身分証明書の様式について定めるほか、整備法第130条の承認の申請書等の様式、添付書類等について定めるもの。
- 4 移行認定を受けた公益法人に関する公示の方法等（第4章関係）
整備法第108条第1項の規定による公示の方法は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けた公益法人に係る公示の方法と同一とする旨などについて定めるもの。

施行期日

整備法の施行日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行日に同じ。）とする。